

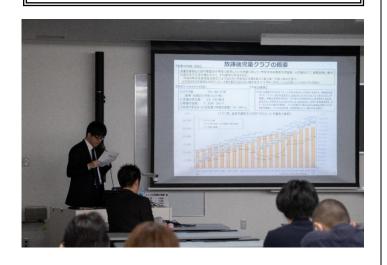
あいちの学童保育

県連協ニュースNo. 6 号

2020 年 2 月 3 日発行 愛知学童保育連絡協議会

TEL:052-872-1972 FAX:052-308-3324 Email:aichigakudou@gakudou.biz http://gakudou.me/aichikenrenkyou/

厚生労働省による学童保育施策学習会を終えて 2020 年度予算概要



1月19日(日)14時~16時45分。日本福祉 大学東海キャンパスにて厚生労働省(以下、厚労省) の新坂葵さんをお招きし、愛知・三重・岐阜の3県合 同の施策学習会を行いました。参加者133名、県・ 市の自治体職員はうち22名、参議院議員の斎藤嘉隆 さん、愛知県議会議員の富田昭雄さん、森井元志さん、 筒井タカヤさんをはじめとして市議会議員合わせて 12名の議員さんにもお越しいただきました。



今年度は、前半に「子ども・子 育て支援新制度の今後について」 と題し、日本福祉大学 中村強士 先生に新制度の説明をしていた だきました。また子育ての不安や

遊び場の縮小、特別な支援が必要な子ども、貧困など、

子ども・子育てをめぐる現代社会の抱える課題に応え、 子どもの権利保障の観点に立った制度にしていかな いといけないと提言されました。

厚労省からは学童保育の全国的な状況を踏まえた 上で、国の方向性、来年度の概算要求の詳細について お話いただきました。以下、主要な点と一部質疑応答 を抜粋します。

◆放課後児童クラブの基準について

来年度より、職員の員数と認定資格研修については 従うべき基準から、参酌すべき基準となる。

しかし国のスタンスとして省令内容は変更しておらず「支援員の1名配置」を推奨しているわけではない。

◆2020 年度予算について◆

現在、基準額については、財務省と協議中。今後実施要綱や交付要綱で示す。放課後児童クラブは、年間8.5万人の量的拡充を目指しており、予算としては90億円増の予算となっている。他の予算と比較すると、この増額はかなり大きい。自治体としても、財政局と折衝されているとは思うが、国の予算に追いつくよう、しっかりと現場の支援員の処遇や、事業にクラブの予算を拡充していただきたい。

また新事業として、要支援児童等対応推進事業がある。要支援児童などを放課後児童クラブに受け入れた場合、放課後児童クラブ職員の配置に必要な経費を補助する。詳しい内容は、今後の実施要綱を参考にしてほしい。





地方分権一括法による放課後 児童クラブに関する従うべき基 準の参酌化に伴い、放課後児童ク

ラブ運営費について、以下の通りの見直しがなされる 見込み。

①人員配置基準

児童数が少なくなる時間帯(夕方遅い時間や土曜日など)のみ、今までの2名配置から1名配置に緩和するといった場合の基準額については、現段階の案では、 基準額を減額せずに設定しようと考えている。

※児童数が少ない時間帯に限らず、ずっと1人といった場合や、曜日によって1人などについては、減額した補助基準額を設定予定。

②資格要件

放課後児童支援員資格については、今年度末までは 経過措置がついており、基礎資格をもっていれば、今 後研修をうける場合は、放課後児童支援員としてみな し満額の補助金が出されていた。来年度以降は、参酌 化の施行3年の見直しの間、2022 年度(令和4年 度)までの間に研修を受講する予定者についても、放 課後児童支援員としてみなし(交付要綱上は)、これ までと同額の補助額を予定している。

省令上は経過措置が消え、省令と全く同じ条例を制定した場合については、放課後児童支援員にならなくなってしまうので留意が必要。省令と補助要綱とは異なるため混同しないように留意してほしい。





Q1 夕方の遅い時間、土曜日な ど明確な時間は?また、学童

保育の運営規定をかえなくてはいけないか、あるいは 市の条例として定めなければいけないのか?

- A 児童が少なくなる時間については、現在検討中。また、児童数の少ない時間帯について、条例で示すことまでは求めないが、省令改正の際に児童の安全確保を大前提として、仮に 1 名配置にするような時間帯を自治体の条例として認める場合は、その時間帯の安全確保が具体的にどのようにされるか、定める必要がある。また、1 名配置の条例となった場合、利用者の方や地域住民に対する安全確保ができるという説明責任もある。地方議会で条例を制定する過程において、しっかり議論してほしい。
- Q2 「みなし支援員」について、補助要綱的には放 課後児童支援員としてカウントされるが、省令的 には放課後児童支援員としてカウントされるの か?
- A 省令上は経過措置がないため、認定資格研修を受 講した者のみが、省令上では放課後児童支援員とな る。補助要綱上は(補助金を出す場合には)基礎資 格をもった者も放課後児童支援員とみなし、基準額 については減額せずに一定に補助する。なお、条例 として「みなし支援員」の期間を設ける際に、「当 面の間」を OK とすることは条例として大丈夫か どうかについては、厚労省としてそういった条例を 制定することを止める事はできない。しかし、令和 4 年度までに研修を修了したものが対象となり、令 和 5 年度以降に研修を受けるといった場合は、補 助要綱上でも支援員としてではなく、補助員として の扱いとなるので注意してほしい。これらが、実施 要綱に反映されるかは現時点では決まっていない。 方針が決まり次第、各自治体にも説明等するよう文 書も出す予定。

Q3 処遇改善事業をとるための事務手続きの簡素 化ができないか?

A 処遇改善を行う場合には、財務省との約束で「処 遇改善については絶対に放課後児童支援員の処遇の ために使うこと」としている。基本的には処遇改善事 業は、職員の処遇が上がった部分について適応するこ とが大前提で、そのため計算等が難しくなってしまう 事は仕方のない部分でもある。また、処遇にあたる部 分を事業者が別の用途に使用すると後々、会計検査院 からの調査で返納を求められるケースもあるため、誰 がみても処遇改善をもらっている事を理解してもら えるために、一定の注意がはかられている。内閣府と 交付要綱は相談しつつ、何か簡素化できるようであれ ば、事務負担が減るように検討していきたいと考える。

Q4 3年後の見直しはいつ頃、誰が、どのような事 を根拠に、どこで見直しをすすめていくのか?

A 現在は、何も決まっていないが、児童福祉法の見 直しになるため、厚生労働省がやるのではないか。

Q5 障害児受け入れ推進事業と、強化推進事業は合 わせて補助を受けることができるのか?

A 推進事業と強化推進事業の併用は可能。市町村で 分かりづらいことがあれば、都道府県に相談してい ただき、迷うケースでは、厚労省で確認しお答えす る。





経過措置を終える今年度、多く の方が施策学習会に参加されまし た。「これからの学童保育はどうな

るのか?」そんな心配をしながら参加した人も多いの ではないでしょうか?時間がタイトでしたので、スピ ーディにお話が進みましたが、とても分かりやすく説 明していただき、内容を理解しやすい会となりました。 地域によっては、慢性的な指導員不足に悩むところも あり、さらには、学童保育の新設や、新規採用、有資 格者の退職者補充に際する対応として、基礎資格を持 つ者が放課後児童支援員認定資格研修を受講修了す るまでの期限を区切った「みなし規定」を各市町村が 設ける必要がでてくるなど、条例改正が必要となる地 域があります。現在、県内では16か所で条例改正が 実施もしくは検討中です。市町村独自の安易な「みな し規定」や「放課後児童支援員」の資格や配置基準の 切り下げは、安全・安心が守れないことや保育の質の 低下にもつながります。また、有資格者の配置が、国 の基準に抵触する場合、国からの補助金にも影響を与 える状況もあることも想定されます。今後の地域の条 例改正の動きとともに内容を把握し、指導員の資格と 配置基準を守るように働きかけていきましょう。

あいち学童保育研究集会まであと少し!

3月1日は**第36回あいち学童保育究集会**です。 参加申し込みは、お済みですか?2月25日が締め 切りとなりますが、お早目のお申し込みにご協力お 願いいたします。

> ※保育は定員30人、先着順・定員 になり次第締め切りとなります。



新政あいち学習会

県議会会派新政あいち県議団との意見交換会を 1 月 15 日の午後 1 時から会派会議室で開催され、県連協から役員 2 名が参加しました。

県連協から、県内の学童保育実施状況やキャラバンでの聞き取り内容、国の補助金制度を説明したあと、 県議との意見を交換するという内容でした。

13 日の県議会福祉医療委員会で同会派の冨田議員が県の実施する研修と巡回アドバイザー制度について質問していたため、そのことに関しての説明も行いました。

県議側からは、夏休み期間の保育要望をどうすべきか、 地域との連携において好事例はないかといった意見・ 質問が出されたのに対し、夏休みのみの受入れを行っ ている自治体の例や名古屋市の公園利用の事例を紹 介するなどしました。

1 時間足らずの短い時間だったため共通認識を得るまでの議論はできませんでしたが、参加者の多さに会派としての関心が高まっていることを感じる会となりました。

全国学童保育指導員学校西日本・東愛知会場 日時・全体会講師が決定しました!

2020年6月7日(日)に第45回全国学童保育 指導員学校西日本東愛知会場(豊橋)が開催されます。 会場は、愛知大学・豊橋キャンパス(申請中)を予定 しています。午前の全体会では、愛知県弁護士会子ど もの権利委員会副委員長・名古屋市子どもの権利代表 擁護委員・豊田市子どもの権利擁護委員でもある、間 宮静香さん(弁護士)による「学童保育と子どもの権 利」をテーマとした全体講義を予定しています。



「日本の学童ほいく」オススメ記事♪ 2019年6月号 P56~

「私の原点―多くの学びを得て」を読んで



日々保育で子どもたち と関わっていて一番心動 かされるのは、やはり子ど もが成長したなと感じる 出来事があった時だと思 います。周りの見よう見ま ねで何度も何度も練習し

て、やっとコマが手のひらの上で回った時の満 面の笑顔は見ていた私たちも嬉しくなります。

低学年の時は自分の思い通りにならないことがあるたびにブチ切れて周りの子にあたり散らしていた子が高学年になって低学年にさっと席をゆずったこともほんの一瞬の出来事ですが毎日見守っている私たちには「成長したなー!」とたまらなく嬉しいんですよね。

ほいく誌 2019 年 6 月号の[私の原点-多くの学びを得て]の記事にはそんな日々子どもたちと向き合っている大人なら共感できる想いやエピソードがたくさんあります。子どもの[…自信に満ちた表情を見ると、どの指導員からもうれしい声があがります。こんなとき、「学童保育っていいなぁ・・」と思います。・・・(6 月号 58 頁より)]と、記事を読んでいると確かに私たちもそう感じたことあるなぁと過去の保育を振り返ったり、毎日に忙しい仕事に追われている中読むとほっと一息する時間がとれます。

他にも保育の参考にできることが書いてあることもあります。この記事には、言葉の持つ力を子どもたちに伝えたいと言う想いから、同じ班の子同士でいいところを見つけあってそれを紙に貼っていく取り組みをしていると言う事も書いてありました。

自分のいいところが書いてあるのを見て、口元 が緩む子どもたちの姿が浮かびますね。

(大府市 指導員)